資米

資 料



校外での防犯マップ作り(大崎市立古川第四小学校)

I 学校安全に関する関係法令

学校保健安全法〈平成21年4月1日施行〉 学校安全関係抜粋

○学校保健安全法

(国及び地方公共団体の責務)

- 第3条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健および安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、各学校における安全に係る取組を総合かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。
- 3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等(以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、 児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修 その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる 事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を 講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

- 第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。
- 2 校長は, 危険等発生時対処要領の職員に対する周知, 訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事故においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該 事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身 の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合において、第 10条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

- 第30条 学校においては、児童生徒等の安全確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。
- ○学校保健安全法施行規則 学校安全関係抜粋
- 第六章 安全点検等

(安全点検)

- 第28条 法第27条 の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が 通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全 の確保を図らなければならない。

平成21年4月1日学校保健法の改正



学校保健安全法

〇財政的措置 〇必要な措置を講じる 〇学校安全推進に関する計画の策定 〇財政的措置 〇国が講じる措置に準ずる措置 玉 は 〇児童生徒等に生じる危険を防止 方 7公共団: 〇施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実 〇安全点検, 安全に関する指導, 職員の研修 体は 校 計画を策定実施 の ○危険等発生時対処要領の作成(危機管理マ 設置 校に ニュアル) 者 お 〇遅滞なく改善を図るための必要 は い な措置 て 長 〇設置者に申し出 は ○危険等発生時対処要領の周知

○訓練の実施

Ⅱ 学校安全指導資料一覧

発達段階に対応した資料や教材が入手でき、授業等で活用できる内容を含むHP

No.	サイト名	ホームページアドレス
1	防災教育チャレンジプラン	http://www.bosai-study.net/top.html
	防災教育って何をしたらいいの?以	5災教育で使える素材を知りたい,イベントとして実施したい,
	総合学習や選択授業で実施したい、	と3つの観点から分類している。
2	静岡県地震防災センター	http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/
	地震がおきるしくみや被害想定, 防	災知識などについて、くわしく、わかりやすく説明されている。
	防災関係資料が豊富である。	
3	e-カレッジ	http://open.fdma.go.jp/e-college/
	防災や危機管理について、基礎から	上級まで幅広く学ぶことができる。
4		http://www.isad.or.jp/cgi-bin/hp/index.cgi
		バース等,防災・消防対策を支援するための資料が豊富である。
5	みんなで防災のページ	http://www.bousai.go.jp/minna/
],水防団,自主防災組織,ボランティア,NPOなどが,防災の
		、ウを提供している。「稲むらの火」と津波対策ページでは紙芝
		5。また,津波対策に関する子ども向けの教育資料も豊富で,ボ
	ランティア等に関する資料も豊富で	
6		http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
		終して、分かりやすく提供している。
7	総務省消防庁	http://sinsai.fdma.go.jp/search/
		キーワードに震災対策の企画・立案の参考となる資料が収録さ
0	れている。	http://www.tfl.matus.talus.in/index.html
8	東京消防庁	http://www.tfd.metro.tokyo.jp/index.html では、イラストやビデオ等により、事故防止や災害対策について
	「めなたに仏えたい人別なこと」 C 分かりやすく解説されている。	では、イノストやピケオ等により、事政的エや火音対象について
9	人と防災未来センター	http://www.dri.no.in/
	八と明久不木ピンタ 展示家内やニュースのほか 「キッ	rズ WEB ミュージアム では、地震のメカニズムや震度など、防
	災についての知識が分かりやすく解	= , — · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
10		http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/
10		などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながり
		別始される声の伝言板。ここでは、その仕組みや使い方について
	説明している。	
11	仙台管区気象台	http://www.jma-net.go.jp/sendai/
		まを守るために」津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」につい
	て紹介されている。	

学校安全<刊行物>文部科学省 HP

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- ・東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告(平成24年5月29日)
- ・学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(平成24年3月9日)
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集
 - ー学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に一(平成23年3月)
- ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(平成22年3月)
- ・学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集
 - ~学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調査研究報告書~

(平成21年3月国立教育政策研究所文教施設研究センター)

資料

Ⅲ 心のケアに関する取組

1 平成23年度 被災地における県外スクールカウンセラーの取組状況等 (義務教育課所管分)

	<u> דו</u> וי	23年度 被災地における県外スクールカウンセ	了一·074X祖1人元寺(我伤我自味用官刀)
対	時期	第Ⅰ期	第Ⅱ期
\ \	取組	H23. 5. 10∼H23. 6. 17	H23. 6. 21∼H23. 8. 4
教職員	取組内容	 ○コンサルテーション ・児童生徒の心の変化や見通し ・家族を亡くした児童生徒や家族が行方不明の児童生徒への接し方 ・ショックを受けた児童生徒への接し方 ・トラウマに配慮した避難訓練等の実施の仕方等 〇ケア支援	 ○コンサルテーション ・先行き不安(学校統廃合,間借り校舎,教職員の心のケア) ・児童生徒の心の変化の見通し(震災後の症状変化) ・被災児童生徒,転入児童生徒への配慮事項 ・放射線や津波によるトラウマ等への配慮(プール入水への恐怖及び急性反応への対応) ・学校行事への配慮(自然教室での沢登り,宿泊学習等) ・夏休み中の児童生徒の居場所づくり ・配慮が必要な児童生徒や発達障害児童生徒への対応 ・心の健康アンケート調査の実施 ○校内研修での講話 ○ケア支援
	相談内容	※直接相談は少なかった。 ※養護教諭や担任からのつなぎ相談が多かった (悪い夢や怖い夢をみる,物音に怯える,親から離れない,余震で泣き出す,眠れない,家族や家をなくした喪失感,津波への恐怖感による症状等)。	疲労の蓄積、家や家族の喪失体験等(作業等
児童	取組内容	○授業観察,行動観察・学校からは、児童生徒の様子の変化等を教えてほしいという要望○リラクゼーション、心理の授業・緊張感やテンションが高いので、心身の緊張をほぐす方法を教えた	○授業観察,行動観察・配慮を要する児童生徒についての情報共有○リラクゼーション,心理の授業
生徒		〇ケア支援	〇ケア支援
	相談内容	・直接相談は少なかった	・児童生徒がスクールカウンセラーに話しかけてくることが多くなった ・友達とのトラブル (イライラ感), 仮設住宅への不満 (遊ぶ場所がない, 狭い等) ※児童生徒同士で被災の共通体験を話す姿が見られた
保	取組内容	〇ケア支援	○ケア支援○保護者会での講話○保護者通知文書作成・プール使用について
護者	相談内容	・直接相談は少なかった	・児童生徒への接し方,本人の不安,家族関係 の変化,先行き不安(住居,生活)
特得	數等	少ない直接相談	少ない直接相談
課是	夏等	スクールカウンセラーが学校に入るタイミング	スクールカウンセラーと教職員,児童生徒,保 護者等との関係づくり

\ B	寺期	第Ⅲ期	第Ⅳ期
対象	HT VNI	H23. 8. 23~H23. 12. 2	H23. 12. 5~H24. 3. 30
教職員	取組内容	 ○コンサルテーション ・被災後半年を経過した児童生徒への心のケア・児童生徒の心の変化の見通し(震災後の症状変化) ・支援内容の確認,チームとしての支援の在り方・教職員の心のケア・配慮が必要な児童生徒や発達障害児童生徒への対応 ・心の健康アンケート調査の実施・児童生徒との面談後の情報提供 ○校内研修での講話 ○ケア支援 	・支援内容確認、チームとしての支援の在り方 ・アニバーサリー反応への予防と対処 ・卒業式、追悼行事等の持ち方 ・教職員の心のケア
	談	※受け持ちの児童生徒の相談後に、教職員本人の悩みや不安についての相談になることもあった。 ※県外スクールカウンセラーということで、教職員はしがらみを感じることなく、被災体験を話していた	※受け持ちの児童生徒の相談後に、教職員本人 の悩みや不安についての相談になることも あった
児童 生徒	取組内容	○授業観察, 行動観察・健康調査でリスクの高い児童生徒や継続支援が必要な児童生徒の観察○心の健康調査結果を踏まえた面談実施○ケア支援	 ○授業観察,行動観察 ・健康調査でリスクの高い児童生徒や継続支援が必要な児童生徒の観察 ○リラクゼーション,心理の授業 ・アニバーサリー反応予防(児童生徒が自分で対応できる方法を教えた) ○心の健康調査結果を踏まえた面談実施 ○ケア支援
	相談内容	・通常の学校生活に関する相談が増加(友達とのトラブル、家族関係トラブル、生活への不満等) ※中学生同士で被災体験を話している姿が見られた	人間関係に関する相談) ・継続相談は、友達とのトラブル、学級への不
保	組	○ケア支援○保護者会での講話○保護者通知文書作成・心のケア等について	○ケア支援○保護者通知文書作成・アニバーサリー反応について
床護 者	相談内容	・児童生徒の不安への対応、発達障害の疑い、生活への不安 ※学校では明るく生活しているが、家庭では兄弟に意地悪をしたり祖父母へ口答えをしているなどの相談があった ※転入児童が学校に馴染めず一人遊びをしていることの相談があった ※親自身に不安や不安定さが見られた	震災の影響が見られる子(退行現象,母子分離不安,まとわりつき),不登校傾向 ※親自身に不安や不安定さが見られた
特得	数等	相談件数の増加	相談件数の増加
課是	夏等	家庭における児童生徒への対応 転入児童への対応	人間関係の改善,アニバーサリー反応 発達障害に関する理解

2 平成23年度 高等学校スクールカウンセラー活用事業(高校教育課所管分)

(1)派遣の目的

被災した生徒の心をしっかりと支えていくために、カウンセラーを長期にわたり継続的に派遣する。 スクールカウンセラーは、生徒等の心のケアに取り組み、適切な支援を行うための相談業務を行うと ともに、指導に当たる教職員に対する研修を行うなど、指導力の向上に取り組む。

(2) 第1期緊急派遣の内容

ア 追加派遣

対 象:通常配置(1回5時間×年間22回)しているすべての学校 79 校(県立高校 76 校,特別支援学校3校)

派遣要員:通常配置の各学校担当スクールカウンセラー

追加回数:最大8回(1回6時間) 派遣期間:平成23年4月~9月

イ 災害緊急派遣

対 象:被災地域の学校19校(石巻市立高校2校を含む)

派遣要員:新規スクールカウンセラー11名(県外8名,県内3名)

派遣回数:週2回程度

派遣期間:平成23年5月9日~平成23年7月29日(約3か月)

活動内容

- ○各学校において、生徒・保護者・教職員の相談活動を行う。
- ○教職員・保護者に対し、被災した生徒の心のケアに関する指導・助言を行い、研修会等を実施する。
- ○通常配置されているスクールカウンセラー、教職員との連携を図り、相談体制を確立する。

第1期災害緊急派遣の対象校(19校)

1	石巻	7	水産	13	志津川	19	石巻市立女子商
2	石巻好文館	8	石巻工	14	本吉響		
3	石巻西	9	石巻商	15	気仙沼向洋		
4	女川	10	東松島	16	農業		
5	石巻北	11	気仙沼	17	亘理		
6	石巻北·飯野川	12	気仙沼西	18	石巻市立女子		

(3) 第2期緊急派遣の内容

ア 追加派遣

第1期追加派遣と同様,すべての学校に対し,10月~3月の期間に通常配置カウンセラーを最大 8回分(1回6時間)を追加配置する。

イ 災害緊急派遣

対 象:要請のあった被災地域の学校12校(石巻市立高校1校を含む)

派遣要員:新規スクールカウンセラー10名と第1期から継続のスクールカウンセラー2名

(県外1名, 県内1名) の計12名

派遣回数:週1~2回

派遣期間:平成23年9月12日~平成24年3月31日(約7か月)

活動内容:第1期災害緊急派遣と同じ

第2期災害緊急派遣の対象校(12校)

1	石巻好文館	4	石巻商	7	気仙沼西	10	気仙沼向洋
2	石巻西	5	東松島	8	志津川	11	農業
3	石巻北	6	気仙沼	9	本吉響	12	石巻市立女子商

(4) 平成23年度相談件数 (県立高等学校76校,特別支援学校3校)

ア 全体

対 象	生徒	教 員	保護者	計
相談件数 7,473		5, 924	749	14, 146

内容別相談件数上位項目

① 人間関係 ② 学校生活 ③ 家族関係

イ 震災関係(全体の内数)

対 象	生徒	教 員	保護者	計
相談件数 969		579	53	1, 601

内容別相談件数上位項目

① 家族関係 ② 学校生活 ③ 人間関係



ピアカウセリング(宮城県気仙沼向洋高等学校)

Ⅳ 作成経過及び作成協議会委員

1 作成経過

(1) 作成協議会

平成 22 年 7 月 20 日	第 1 回作成協議会(協議会設置,要綱の承認,作成計画確認)
平成 22 年 10 月 22 日	第2回作成協議会(作成計画、目次・記載内容確認)
平成 22 年 12 月 15 日	第3回作成協議会(必ず身に付けさせたい事項と内容の検討)
平成 23 年 2 月 9 日	第4回作成協議会(全体イメージ、指導事項と内容の確認)
	(東日本大震災)
平成 23 年 9 月 6 日	第5回作成協議会(東日本大震災に伴う項立ての見直し)
平成 23 年 12 月 20 日	第6回作成協議会(執筆内容の進捗状況の確認と意見交換)
平成 24 年 3 月 19 日	第7回作成協議会(執筆内容の進捗状況の確認と意見交換)
平成 24 年 6 月 5 日	第8回作成協議会(各章ごとの内容確認)
平成 24 年 8 月 3 日	第9回作成協議会(最終原稿確認作業)

- (2) ワーキンググループ会議 (下部組織): 平成 22 年度から 9 回開催
- (3) 作業部会(庁内組織): 平成24年度から10回開催

2 作成協議会委員名簿

氏		名	役 職 等
今 村	文	彦	東北大学災害科学国際研究所副所長,教授
小 川	和	久	東北工業大学 教授
清水	直	幸	仙台管区気象台 技術部 予報課長
清野		薫	宮城県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 参事官
佐 藤	宣	行	宮城県 総務部 危機対策課長
寺 島	史	朗	宮城県教育庁 教職員課長
氏 家		仁	宮城県教育庁 参事兼高校教育課長
鈴木		洋	宮城県教育庁 義務教育課長
佐々木	清	秀	宮城県教育庁 特別支援教育室長
松坂		孝	宮城県教育庁 スポーツ健康課長